

## ●香川県教育委員会告示第5号

平成17年教育委員会告示第3号（教科用図書採択地区の指定）の全部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

香川県教育委員会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号）第12条の規定により、教科用図書採択地区を次のとおり定める。

さぬき・東かがわ・小豆採択地区	さぬき市 東かがわ市 小豆郡
高松・木田・香川採択地区	高松市 木田郡 香川郡
坂出・綾歌採択地区	坂出市 綾歌郡
丸亀採択地区	丸亀市
善通寺採択地区	善通寺市
仲多度採択地区	仲多度郡
観音寺・三豊採択地区	観音寺市 三豊市